

報告第4号

市長の専決処分事項の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、議会において指定されている事項について、別紙のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告します。

令和2年5月11日提出

佐野市長 岡部正英

専決第2号

損害賠償の額の決定及び和解について

令和元年10月25日に佐野市赤坂町146番地7一般財団法人関東電気保安協会佐野事業所で発生した物損事故に係る相手方の損害に対する市の義務に属する損害賠償の額の決定及び和解について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分します。

令和2年3月26日

佐野市長 岡 部 正 英

1 損害賠償額 59,532円

2 和解内容

前項に定める損害賠償金を門の修繕費として支払い、今後本件に関して互いに裁判上又は裁判外において一切の異議及び請求の申立てをしない。

3 相手方の所在地、名称及び代表者

宇都宮市築瀬町1784番地7

一般財団法人関東電気保安協会

栃木事業本部長 小 林 伸 一

専決第2号参考資料

事故の概要

1 事故の種類	物損事故
2 発生の日時 及び場所	日時 令和元年10月25日 午前10時30分頃 場所 佐野市赤坂町146番地7 一般財団法人関東電気保安協会佐野事業所
3 発生時の状況	ふれあい収集でのごみの収集後、市有自動車がUターンしようとした際、車両の右側後部が相手方の事業所の門に接触した。
4 相手方	所在地 宇都宮市築瀬町1784番地7 名称 一般財団法人関東電気保安協会 代表者 栃木事業本部長 小林伸一
5 損害の内容 及び額	門の修繕費 59,532円
6 和解日	令和2年3月26日
7 略図	